

第29回岩手県環境審議会 会議録

日 時 平成26年6月11日（水）13時00分～

場 所 エスポワールいわて2階 大ホール

1. 開 会

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 定刻となりましたので、ただいまより第29回岩手県環境審議会を開会いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数28名中21名のご出席でございます。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第1項の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、県の審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県ホームページにおいて公開することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

2. あいさつ

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 では、初めに風早環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○風早環境生活部長 皆さん、こんにちは。環境生活部長の風早でございます。

本日は大変皆様お忙しい中、当審議会開催に当たりましてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、今回ちょうどこの当審議会の委員の任期の改選期に当たりまして、引き続きのご就任をお願いしました皆様方、さらには新しくお願いを申し上げた皆様方、大変いずれも快くお引き受けをいただきまして、参加をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。また、国の関係地方行政機関におかれては3人の方々に特別委員としてご就任をいただきました。ありがとうございます。

この審議会は、環境基本法を初めとしますさまざまな法律の規定に基づきまして岩手県内におけるさまざまな環境に関する事象について、重要事項について皆様方からご意見を頂戴する大変重要な機関でございます。また、この審議会には6つの部会がございまして、現時点では大気、水質、自然、鳥獣、温泉、それから青森県境産廃不法投棄対策等の部会がございまして、知事からの諮問事項等について部会でもいろいろご意見を頂戴しているような状況でございます。

本日の審議会は、新たな委員における初めての会議ということもございまして、後ほど会長の選任をしていただきますほか、東日本大震災津波により発生しました災害廃棄物の処理

の状況等についてのご報告をさせていただくこととしております。また、本会議の終了後には各部会の開催も予定しております。そういった意味で、本日限られた時間にはなりますが、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 次に、議事に入ります前に、今回委員の改選がございましたので、五十音順に委員及び特別委員の皆様をご紹介します。

(出席者名簿に沿って紹介)

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 続きまして、県側職員をご紹介します。

(名簿に沿って紹介)

3. 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 それでは、ただいから議事に入らせていただきます。本来であれば審議会の会長が議長を務めることとされておりますが、本日の審議会委員改選後、最初の審議会となりますので、暫時事務局において進行をさせていただきます。

議事の(1)といたしまして、初めに議長の選任をお願いいたします。審議会条例第3条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされておりますが、どのような方法での選任がよろしいかお諮りいたします。

渋谷委員さんお願いします。

○渋谷晃太郎委員 まことに僭越でございますけれども、会長の選任につきましては指名推選がよろしいのではないかと思います。また、会長にはこれまでの実績もありますことから大塚委員が最も適任と思われまますので、あわせてご推薦申し上げます。

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 ありがとうございます。ただいま渋谷委員から

会長の選任は指名推選とし、会長には大塚委員を推薦するとのことのご発言がございましたが、ほかにごございますでしょうか。

「なし」の声

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 それでは、渋谷委員からご提案のあったとおり、指名推選により大塚委員を会長に選任することについて、皆さんご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、会長は大塚委員にお願いいたします。

それでは、審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、大塚会長には会長席にお移りいただきまして、以後の進行は会長にお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

○大塚尚寛会長 ただいま会長にご指名いただきました大塚でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。

本日は、6月11日ということで、東日本大震災からちょうど3年3カ月になります。被災地では、失われた生活環境あるいは自然環境が回復、再生、創出ということが今本格的に行われているところでございますけれども、この環境審議会というのは、そういった環境を含めまして、岩手の豊かな自然あるいは環境を次世代に継承していくために我々が何をなすべきか、あるいは県としてどういう施策が必要かといったところをお諮りする審議会でございます。どうぞ委員の皆様からはそれぞれの専門の立場からご意見あるいはご提言を活発にいただければと思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。

それでは、着席いたしまして会議の次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

それでは、お手元にごございます議事の2番目、岩手県環境審議会会長職務代理者の指名につきましてお諮りしたいと思います。これにつきましては、審議会条例第3条第3項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。そこで、職務代理者につきましては廃棄物工学がご専門で災害廃棄物処理対策特別部会長としましてこれまでも務めていただ

いております中澤委員にお願いしたいと思いますが、中澤委員よろしいでしょうか。

○中澤廣委員 はい。

○大塚尚寛会長 それでは、ご承諾いただきましたので、会長職務代理者には中澤委員にお願いしたいと思います。

続きまして、議事の3番目、部会委員の指名について議題といたします。部会委員は、審議会条例第8条第2項の規定によりまして、会長が指名することとされております。当審議会には6つの部会が設置されておりますので、それぞれの部会の委員を私のほうから指名させていただきたいと思います。現在お手元のほうに環境審議会部会員一覧をお配りしておりますので、これをごらんいただきまして、それぞれの皆様の所属する部会を確認していただきたいと思います。お手元に届きましたでしょうか。なお、平成23年6月に設置されました災害廃棄物処理対策特別部会につきましては、平成25年度をもちまして災害廃棄物の処理が終了いたしましたことから、災害廃棄物処理対策特別部会設置要綱第5条に基づきまして、部会を廃止することとしましたので、ご報告いたします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 なお、出席する部会が重複する委員がいらっしゃいます、氏名をお確かめください。本日は、本審議会が終了後、各部会が開催されますけれども、後ほど事務局から部会開催の流れについてご説明することとしておりますので、よろしく願いいたします。

4. 部会報告

温泉部会

○大塚尚寛会長 以上で議事3件は終了いたしまして、次に部会報告に移ります。部会報告が1件ございまして、環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はこの審議結果について報告をするものです。

それでは、温泉部会からの報告をお願いいたします。

○越谷信温泉部会長 越谷でございます。それでは、温泉部会の審議結果についてご報告させていただきます。

資料No.1をごらんください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回報告いたしますのは、平成26年1月27日の審議結果についてでございます。初めに、温泉掘削許可申請案件でございますが、岩手地熱株式会社代表取締役社長、増田一樹です。整理番号1-1、1-2及び1-3、それから雫石町深谷政光、整理番号1-5について諮問がありました。その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。なお、整理番号1-4の横手清美については、継続審査が必要と判断したことから保留とし、次回の機会に審議することとしております。

次に、動力装置許可申請案件についてでございますが、株式会社海楽荘代表取締役、志田豊繁、整理番号2-1について諮問がありました。その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま温泉部会から報告ございましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 なしという声ございました。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 それでは、温泉部会からの報告は以上とさせていただきます。

5. そ の 他

- (1) 平成25年度環境基本計画の進捗状況について
- (2) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理について
- (3) 県境不法投棄事案における原状回復事業の進捗状況について
- (4) 次期産業廃棄物管理型最終処分場の整備について
- (5) その他

○大塚会長 次は、次第5になります。その他に入ります。ここでは、事務局から諸般の報告、説明などがございます。本日は4件の報告、説明がございます。まず、1番目、(1)の平成25年度環境基本計画の進捗状況につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○工藤環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の工藤でございます。私のほうから平成25年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況について、資料No.2-1、それから資料No.2-2によりご説明させていただきます。

まず、この資料につきましてですが、25年度の進捗状況ということで、まだ数値が固まっていないものも多くございます。未確定等ということで、14件ほど数値が固まっていないものがございますので、中間報告という扱いにさせていただきたいと思っております。最終的には年度末に環境報告書という冊子、これは4月ごろに平成25年版環境報告書という冊子を差し上げているかと思えますけれども、これに続く冊子という形で最終報告をさせていただくという扱いをさせていただいております。今回はまだ数値が固まっていないということでございますが、資料の中身といたしましては環境基本計画に基づく取り組みの実施状況、それから数値目標の達成状況を取りまとめたものでございます。

概況という欄をごらんいただきたいと思います。この基本計画自体は7本の施策の柱がございまして、延べ87の数値目標を有しております。これらの数値目標の達成状況、下の表のほうに書いてございますが、標準到達レベル以上というものが41、昨年報告した際には39件でございましたが、41に若干ふえてございます。それから、未満というものが32ということで、平成24年度の取り組み状況では40ということでしたので、大幅に少なくなっていると。ただし未確定が6件ほどございますので、確定ではないのですけれども。

7つの施策の方向別に見ていただきますと、到達度の高い分野といたしましてはⅣの安全で安心できる環境の確保というところが到達度が高い、一方で到達度が低いとされているのは循環型社会の形成、Ⅱ番、それからⅤ番の快適で潤いのある環境の創造というあたりが到達度が低いということになっております。Ⅰ番の低炭素社会の構築につきましては、到達レベルはそこそこ高いのですが、まだ未確定の指標が4つございますので、まだ評価には至らないという状況でございます。

これも資料は非常にボリュームもございますし、中身もちょっと複雑なものですから、今回につきましては10分間という説明時間の中で資料の見方というものをご説明いたしまして、詳細につきましてはこの場では説明はできないかなと思っております。

まず、この資料の見方につきましてご説明いたします。この1ページ目の概況に続きまして、2ページからが実施状況及び数値状況の達成状況というふうになっております。1番として、低炭素社会の構築という7つの柱のうちの1本で、低炭素社会の構築の実施状況ということで、実施状況の中には、1番として二酸化炭素削減対策の推進、こちらのほうに実施した内容等々を記載しております。これが2ページ目。

3ページ目は、その実施した対策に対応するような指標をまとめております。指標の見方につきましては、後ほどまたご説明いたします。

そして、4ページにまいりますと一番の柱、低炭素社会の構築の中の森林吸収による二酸化炭素吸収対策の推進と、中ほどからちょっと上ですけれども、その他の温室効果ガス排出削減対策の推進という形で取り組み状況と、それから指標が記載されていると。こちらのほうに、表の中に丸とか白丸があると思うのですが、これが標準到達レベルを超えているか超えていないか。超えているものが白丸で、超えなかったものが黒丸ということなのですが、これを集計したものが一番最初の1ページ目の表に反映されているという形でございます。

4ページの下段につきましては、低炭素社会の構築という章の主な課題と今後の取り組み、平成26年度以降の取り組みについて記載させていただいているというものでございます。よくPDCAサイクルというふうなことが言われますけれども、プラン自体は平成22年に作成されているわけで、こちらの取りまとめた資料でプラン・ドゥー・チェック・アクションと、何を行ったのか、そしてその結果はどのような状況だったのか、そして課題、次の年度に向けての課題、それから取り組み目標等はどんなものなのかというものを取りまとめたというものでございます。

そして、指標の見方につきまして、3ページの表をちょっとご説明をしたいと思います。3ページの表の9番というところをごらんいただきたいと思います。住宅用太陽光発電設備導入数ということで、黒い星印が書いてございますが、この黒い星印、下のほうの指標の凡例がございましたけれども、第2期アクションプラン共用指標ということで、これはいわて県民計画、これは環境基本計画の上位にある県全体としての県民計画でございますが、それと同じ指標を使っているという意味でございます。その太陽光発電設備導入数の右側のほうにいきますと、単位として世帯、基準年次、平成21年度の段階で6,250世帯、現状が平成25年度で1万6,421世帯、目標としては平成27年度に1万9,871世帯ということで、右側のほうをごらんいただきますと到達度74.7%と記載されております。標準到達レベル、平成27年度を100%とした場合に66.7%まで増えていけば標準的な到達ということでございますが、到達

レベルとしては74.7%でございますので、これは到達レベルに達したということで白丸をつけているわけでございます。

同様に、13番、公共交通機関利用者数を例にとりてご説明いたしますと、黒っぽいひし形ということで、現状維持指標というふうな目標になっております。これは単位は1,000人ということでございます。21年度の数字に対しまして目標が平成27年度は「26,283」という数字になっております。これは人口減少率、4%の人口減少率を掛けておりますもので減っているようには見えるのですが、基本的には現状維持という指標でございます。これに対しまして、平成25年度で「29,141」という数字で、上回っておりますので、標準到達レベル100%を超えて110.9%ということで、白丸というような評価にしているものでございます。このように下のほうに到達度の計算方法という枠組みで書いたものがございまして、こういった計算方法を使いまして、県が設定した目標数に対してどれだけ到達しているかという評価をしてお示ししているものでございます。

以上、資料の見方、それから表の見方につきまして説明をさせていただきましたが、一つ一つの項目について説明しておりますとかなりの時間を要するものですから、そこは省略させていただきたいと思っております。ご不明な点がございましたら、事務局のほうにお問い合わせいただければと思っております。

最後に、関連予算ということでございますが、資料No.2—2という非常に細かい資料で恐縮でございますが、平成25年度の県の環境保全関連予算、今回の取り組みに要した費用ということでございますが、これ当初予算ベースでございまして、それぞれいろんな担当課においてどのような事業を実施しているのかというものの一覧表になっております。

私のほうからは、本当にざっくりとした説明で申しわけないのですが、以上でございます。○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま平成25年度の環境基本計画の進捗状況につきまして、主として資料の見方とか、そういったことを中心に説明をいただきました。次第にございますように、この後3件の報告、説明がございましてけれども、質疑につきましては全ての報告が終了した時点で一括してお受けしたいと思いますので、ご了承お願いいたします。

それでは、(2)の東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理についてご説明をお願いいたします。

○佐々木廃棄物特別対策室廃棄物対策課長 廃棄物特別対策室の佐々木と申します。東日本大震災津波により発生した災害廃棄物等の処理についてということで、資料No.3でご説

明、ご報告させていただきます。資料No.3でございます。座って説明させていただきます。

まず、資料No.3の裏面をご覧ください。処理の基本方針や処理の流れについて記載しておりますので、ご説明させていただきます。県では、東日本大震災津波により発生しました災害廃棄物の処理を平成26年3月末日までに終える計画としており、処理の基本方針といたしまして、1つ目に地域の復興に寄与する処理、2つ目にリサイクルを重視した処理、3つ目に地域や県内で処理できないものというのは広域処理、ほかの都道府県での処理も活用した迅速な処理、という3つの基本方針を掲げて処理を行ってきたところでございます。

次に、下の処理の流れでございます。この図の左側に、被災現場と書いてあります。こちらから廃棄物が撤去されまして、隣の一次仮置場、二次仮置場という暫定的な保管場所に運ばれます。基本的に県としましては、一番右側の処理・処分先、例えば中間処理施設でリサイクルするとか、セメント工場でセメント材料にする、あるいは焼却炉で焼却する、最終処分場に埋め立てるといようなことを行うわけですが、それぞれの施設によって受入基準というものがあります。例えばこういう大きさ以上のものは入っては困りますとか、燃えるごみ、燃やせないごみを分けてくださいですとか、そういった受入施設によって受入基準が異なります。そのため、受入基準に合わせるべく、二次仮置場で各施設の受入基準に合わせた選別を行う、あるいは破碎するという流れで処分を進めてまいりました。

一番右側の処理・処分先のところを見ていただきたいのですが、下から2番目のところに復興資材化という言葉がございます。この復興資材化といいますのは、例えばビルに使われたコンクリートですとか、基礎のコンクリート、そういったコンクリートのがれきというものにつきましては、ただ単に埋め立てるだけではなく、大きさをそろえて砕くということで、被災地の復興工事に使えるということがございます。また、後でもちよっと触れますが、津波によりまして海底の土ですとか、泥ですとか、砂とかが巻き上げられ押し寄せてきたもの、これを津波堆積物と我々呼んでいますけれども、こういったものがかなりの量が堆積しているということがございます。もともと土成分でございますので、こうしたものも復興工事に使えるものは使っていくということで、再利用を進めてきたところでございます。

今度は表面にお移り願います。1番目に書いてありますが、今年の3月末現在の災害廃棄物と津波堆積物の処理実績についてご説明いたします。先ほど申したとおり、津波で流された家ですとか、ビルとか、さまざまなものから生じた廃棄物を災害廃棄物と呼び、津波堆積物というのは海底からまき上げられた泥ですとか砂というようなものということでございます。これらの処理の総量が3月末現在で584万トンとなっております。

こうした災害廃棄物や津波堆積物の処理は、平成26年3月末で終了した状況にあります。ただ、そういった処理が終わった施設の撤去ですとか、ごみを仮置きしていたところの土地の所有者に土地を返還するというような手続、そういったことを現在継続して実施しているという状況でございます。できるだけこれらの作業は早期に終了して、この事業を完了したいと思っておりますが、これらの若干残っている処理によりまして、今後584万トンという数値は多少増える見込みと考えております。最終的に事業完了した時点で、この審議会でご報告したいと考えております。

次に、処理の内訳でございます。584万トンというものすごい量の災害廃棄物と津波堆積物が発生しましたがけれども、このうち88%に当たる511万トンを再資源化しております。先ほどもちょっと触れましたけれども、表の下の※印に再資源化と書いていますが、コンクリートがらとか、津波堆積土を復興の公共工事で再利用を図ったということ、2つ目に不燃系廃棄物はセメントの原料になるということがございますので、そういったものに利用していくということ、3つ目にごみを燃やすときに熱を回収する、例えば温泉プールの熱源にしたり、電気を発電したりするというような利用を再資源化という分類としており、88%処理をしております。そのほかに焼却処理したものが7%、埋め立てしたものが5%ということで、これらはどうしても再利用できなかったというものでございます。

こうした災害廃棄物の現状であります。今後の取り組みにつきましては、先ほどご説明した作業を早期に終わるとともに、未曾有の大災害に対応した本県の処理状況を検証しながら、事業全体を記録として整理しまして、参考事例として使っていただけるように全国に発信していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。災害廃棄物等の処理について報告、説明いただきましたけれども、先ほど申しましたように質疑につきましては後ほど一括して行わせていただきます。

それでは、3番目の県境不法投棄事案における原状回復事業の進捗状況について説明をお願いいたします。

○工藤廃棄物特別対策室再生・整備課長 廃棄物特別対策室の工藤です。資料No.4の資料に沿って説明いたします。

県境不法投棄事案における原状回復事業の進捗状況についてということでございます。現場での原状回復事業ですが、廃棄物の撤去と不法投棄された現場の浄化と2本の柱のマッチ

ングを進めております。1として、まず廃棄物の処分、撤去状況でございます。県では、不法投棄を行った原因者にかわりまして、平成16年から行政代執行による廃棄物の撤去を行ってまいりました。本年3月26日の最終搬出式をもって現場から全ての廃棄物を撤去いたしました。撤去開始から累計処分量は35万8,131トンでございます。現場へ投棄された廃棄物でございますが、燃え殻とか廃プラスチック、汚泥、あとは廃油の入ったドラム缶とか、さまざまなものがございました。その処分に当たってでございますが、なるべく再利用、リサイクルを中心に処理するという方針でやってまいりました。

処分状況ですが、県内のセメント工場における原料化ということで77.3%、あとはどうしても有害なもので再利用ができないというものにつきましては廃棄物処理施設におきまして焼却処理ということで22.7%という状況でございます。

横の図1が3月26日の最終搬出式の最後のダンプが出発するところでございますし、図2円グラフは平成16年から25年までの各年度別の処分量、横にも表でそれぞれの処分量でございます。

原料は廃棄物の減量化ということでございますが、下の表の1で処分方法を整理しております。上のほう、セメント工場というところで太平洋セメントさん、三菱マテリアルさん、両方合わせて約30万ぐらい、27万ですね、77%弱を再利用という形でやっておりますし、下のほう、産廃処理施設、あと一般廃棄物処理施設というところで焼却等の処理を行いましたという状況でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。今後の対応というところでございます。廃棄物の撤去が完了いたしましたので、もう一本の柱である現場の浄化というところがこれからの対応になってまいります。今後の対応としては、1,4-ジオキサン、揮発性有機化合物、こういった化学物質によります土壌汚染、地下水汚染というものが残っておりますので、これらの浄化対策を進めていきますというふうな状況です。あとは、原状回復事業が下の表のとおり、29年度までという予定になっておりますので、最終年度に向けた跡地整形、場内の地下水を現場の南東側にあります南調整池に持っていく形、あとは現場の表面の地形を、今は穴ぼこだらけですので、地形を整形するといったことをこれから行いまして、29年度に事業を完了する予定でございます。表のほうですね、それぞれ今言った部分ですね、一番上が汚染土壌対策、地下水対策ということで28年度までの予定で考えておりますし、跡地整形、地下水の対策、あとは表面の地形整形というのは最終年度まで、あとは建屋撤去というのが一番下の欄にございますが、現在土壌対策、地下水対策の処理施設を動かしておりますので、そ

の水処理施設の入っている建屋がございます。そういったものは水処理施設、現場の浄化が終わっているということで、最後29年度に撤去するというので今後の予定を考えております。これから4年間になりますが、このスケジュールに沿って現場のほうの浄化の対策を進めてまいります。

以上です。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。それでは、この件に関しましても質問等は後ほど一括してお受けすることにいたします。

それでは、4番目の次期産業廃棄物管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○大泉資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の大泉と申します。資料5に基づきまして、次期産業廃棄物管理型最終処分場の整備についてご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

まずは、管理型最終処分場についてでございますが、産業廃棄物の埋め立て地、3つのタイプがございますが、その中で管理型最終処分場といいますのは、例えば燃え殻ですとか、ばいじん、汚泥など、その廃棄物から出てくる浸出水、これをきちっと処理をして埋め立てをする、そういったタイプの最終処分場でございます。県内には奥州市江刺区に一般財団法人クリーンいわて事業団のいわてクリーンセンターの最終処分場がございまして、この処分場で県内の管理型埋め立ての98%から99%を担っている、そういう状態でございます。

このいわてクリーンセンターの処分場でございますが、災害廃棄物を約10万トン埋め立てたということもございまして、平成33年ころには埋め立て終了となることを見込まれております。次の処分場の整備が必要となっております、そうしたことから平成24年度に整備基本方針、これを策定いたしまして、そして25年度から外部有識者による候補地選定委員会、別紙1として委員の方の名簿を添付してございますが、設置いたしまして、選定作業を開始したところでございます。

この資料の裏面をちょっとごらんいただきたいのですが、地図が書いておりました、上のほうに1次抽出条件、2次選定条件というふうに書かれておりますが、当初全県から115カ所の調査対象地点を抽出いたしました。その抽出の条件といたしましては、30から50ヘクタールといった広い面積を確保できるかとか、あるいは130万から200万立方メートルといった容量を確保できるかとか、あるいは開発規制の区域から外れているかと、そういったことをもとにして115カ所を抽出いたしました。そして、この選定委員会で、今度は希少

動植物の状況ですとか、ここに活断層の有無ですとかといったような条件でもって39地点にまで絞り込みまして、そしてことしに入りまして、この3次選定条件のところにありますような条件でこの地図にありますとおり、県内の6市町村、10カ所の調査対象地点、ここまで絞り込んだというふうな状況でございます。4次選定条件が書かれておりますが、これから夏のうちに選定委員会の皆様にさらにこの10地点から数地点まで絞り込みをかけていただきまして、県のほうにご提言をいただければというふうに今考えているところでございます。

今後の選定条件は、ここに書かれてはいますが、放流先、河川の利水状況だとか、運搬車両の影響だとか、建設費あるいは維持管理費、そういったコスト的なものを考えて、そしてまた最終的に総合評価、現在6市町村ございますが、市町村によっては2カ所、3カ所という市、町もございますので、1市町村1カ所以内を選定するというふうな考え方で進めてきているところでございます。

候補地が決定いたしますと、今度は施設整備に向けまして地域の住民の方々のご理解、こういったものが大変重要でございます。そのためにもこれまでの選定の審議過程、これは原則として公開で行っておりまして、その結果も逐次ホームページで公表しておりますし、報道機関の皆様にも情報提供してきたところでございます。

また、この委員会を初めとする県側の検討だけではなくて、地域事情に精通した市町村等にも情報提供し、またご意見等も伺うということで進めてきております。これまでも県内市町村にこうした基本方針の内容説明をして、いろいろご協力をお願いしているところでございます。

さらに、資料には特に記載しておりませんが、この産業廃棄物最終処分場の整備でございますが、廃棄物の適正処理だけではなくて県内の経済、産業の振興にも大変重要な部分でございますので、各種関係団体の皆様にもご説明をしてご協力をお願いしているところでございます。

そういうわけで、県といたしましてスケジュール的に余りゆとりがあるわけではございませんが、現在精力的に作業を進めているところでございまして、この場をおかりいたしまして委員の皆様にもこうした状況をご報告申し上げるとともにご理解、ご協力をお願いしたいというふうに思っています。

以上で公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備についての説明を終わらせていただきます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。以上、事務局から4件の報告、説明ございませ

たけれども、それぞれの内容につきましてご質問等ございましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 では、1番目の環境基本計画の進捗状況については、内容にまで入り込んだ説明がなかったということですが、また何か質問等ございましたら、後ほどでも対応可能ですね。そういうことでしていただいて、委員の皆様から何かあれば問い合わせしていただければと思います。

全体として特に質問ないということよろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 それでは、ありがとうございます。

それでは、次第に従いますとその他の(5)のその他ということになりまして、委員の皆様からこの機会ですので、何か発言等ございましたらお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、なければ以上をもちまして議事等は終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

○津軽石環境生活部副部長兼生活企画室長 以上で本日の審議会は終了となります。この後、各部会を開催いたしますが、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の委員の皆様には、この会場に残っていただきまして、それ以外の方々におきましては、各部会の会場ということになりますが、会場が一部変更になっておりまして、ご案内は事務局のところで事務局職員がさせていただきますので、事務局職員のご案内に従っていただきたいと思えます。

す。なお、出席する部会が重複している委員におかれましては、先ほど部会の名簿が配付されておるかと思いますが、星印が付された部会へのご出席をお願いいたします。よろしくお願いいたします。